

「美ら島おきなわ文化祭2022」
沖縄文化発信事業沖縄の食文化フェスティバル委託業務企画提案募集要綱

1 委託業務の概要

- (1) 事業名 「美ら島おきなわ文化祭2022」沖縄文化発信事業沖縄の食文化フェスティバル委託業務（以下「沖縄の食文化フェスティバル委託業務」という。）
- (2) 業務の目的
「美ら島おきなわ文化祭2022」は、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭沖縄大会の統一名称で、各県持ち回りで開催されている全国規模の文化の祭典である。
沖縄大会は、日本復帰50周年記念事業として、「文化芸術の花 咲いわたり」を大会テーマに開催する。県民一人ひとりが文化芸術の担い手として「かかわる」こと、文化の多様性を「ひろげる」こと、文化芸術を未来に「つなぐ」こと、琉球文化のルネサンスとして沖縄の文化を発展させ「つたえる」ことを理念に掲げ、本県の文化芸術の魅力を発信する好機とし、また、日本における文化の多様性を感じていただく機会となるよう、本業務の委託について、企画提案競争を行うものである。
- (3) 業務の内容
別添「企画提案仕様書」のとおりとする。
- (4) 事業予算額
24,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
※上記を上限として見積もること。ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約額とは異なる。
- (5) 委託契約期間
契約締結の日から令和5年1月31日（火）まで

2 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
（地方自治法施行令第百六十七条の四）
普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
 - 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 当該委託事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について

十分な管理能力を有していること。

- (4) 県内に本社、支社又は営業所を有するものであり、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせ等に円滑に対応できる運営体制を有すること。
- (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。併せて、雇用する労働者に対し最低賃金額以上の賃金を支払っており、労働関係法令を遵守していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (8) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、沖縄県から指名停止措置を受けていないこと。
- (9) 沖縄県の食文化等に関する基本的な知識があり、国、地方公共団体、民間等のイベント等業務委託実績及びこれに係るノウハウを有すること。
- (10) 応募にあたっては、コンソーシアムによる応募も可能とし、この場合の要件は以下のとおりとする。
 - ア コンソーシアムを代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ コンソーシアムを構成する全ての事業者は、応募資格(1)、(2)、(5) から (9) の要件を満たす者であること。
 - ウ コンソーシアムを構成する事業者のいずれかが応募資格(3)及び(4)の要件を満たす者であること。
 - エ コンソーシアムを構成する全ての者が、他のコンソーシアムの構成員でないこと。

3 提出書類・提出方法

(1) 提出書類

【様式1】参加表明書

【様式2】参加申込書

【様式3】企画提案書

※書式、枚数等については自由とするが、必ずページ番号を付すこと。内容については、審査員の理解を深めるためにも簡潔・明瞭に記載し、膨大としないこと。

【様式4】会社概要

【様式5】事業実績

【様式6】コンソーシアム協定書（各構成員代表者印を押印）

【様式7】誓約書（代表者印を押印）

【様式8】質問票

【事業経費見積書】（代表者印を押印）（A4縦、任意様式）

※積算書の費目は、以下の内容で提出すること。なお単価、回数、人数等の積算根拠、内訳をできるだけ明確にすること。

ア 直接人件費

イ 直接経費（報償費、使用料及び賃借料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等）

ウ 一般管理費（直接人件費と直接経費の合計から再委託に要した費用を除いた額の

100分の10以内とすること。)

※コンソーシアムの場合は、【様式4】【様式5】【様式7】については構成員ごとに作成するとともにコンソーシアム協定書【様式6】の写しを添付すること。

※【様式6】及び【様式8】については、該当がある場合のみ提出。

(2) 提出方法

ア 【様式1】参加表明書

(ア) 提出期限 令和4年5月6日(金) 17時必着

(イ) 提出部数 1部

(ウ) 提出先

美ら島おきなわ文化祭2022沖縄県実行委員会事務局(以下「事務局」という。)

(担当: 県事業班 前盛)あて、メールで提出すること。(提出期限日時までに必着)送信後、受信確認のため、事務局担当者へ電話で連絡すること。

・メール kokubunsai@pref.okinawa.lg.jp

・電話 098-917-1108

(エ) 参加表明書提出後に応募を辞退する場合は、上記(ウ)記載の担当者へ電話又はメールで連絡すること。メールの場合は、送信後、受信確認のため、事務局担当者へ電話で連絡すること。

イ 【様式2】～【様式7】、及び事業経費見積書(「【様式1】参加表明書」以外の提出書類)

(ア) 提出期限 令和4年5月11日(水) 17時必着

(イ) 提出部数 正本1部、副本10部(片面カラー印刷)

a 左上1カ所をクリップで留め(ステープル不可)、左側(長辺)にファイル綴り用のパンチ穴(2穴)を開けて提出すること。

b 押印を要する書類は、正本分で原本1部、副本分は全てコピーとする。

(ウ) 提出先(郵送又は持参により、提出期限日時までに必着)

〒900-0029 沖縄県那覇市旭町116-37南部合同庁舎9階

美ら島おきなわ文化祭2022沖縄県実行委員会事務局

担当: 県事業班 前盛あて (電話 098-917-1108)

(3) 留意事項

書類作成及び提出等、応募に要する費用は応募者の負担とし、提出書類は返却しない。

(4) その他

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、応募者説明会は実施しない。

4 応募に係る質問

応募について質問がある場合は、「【様式8】質問票」に必要事項を記入の上、件名に「美ら島おきなわ文化祭2022 沖縄の食文化フェスティバル委託業務に関する質問」と記したメールに添付し、提出すること。送信後は受信確認のため、事務局担当者へ電話で連絡すること。

(1) 提出期限 令和4年4月25日(月) 17時

(2) 提出先 kokubunsai@pref.okinawa.lg.jp

美ら島おきなわ文化祭2022沖縄県実行委員会事務局

担当：県事業班 前盛 あて

(3) 電話 098-917-1108

(4) 質問への回答は、令和4年4月27日（水）までに公式ホームページの「新着情報」に掲載する。

5 審査及び選定方法

別に定める「沖縄文化発信事業沖縄の食文化フェスティバル委託業務選定方針」（以下「選定方針」という。）に基づき、「沖縄文化発信事業沖縄音楽フェスティバル委託業務企画提案選定委員会」（以下「選定委員会」という。）で審査の上、第1位に選定された者を委託先候補者とする。審査にあたっては、プレゼンテーションを実施する。

(1) プレゼンテーションについて

ア 日時及び会場（令和4年5月19日（木） / 沖縄県南部合同庁舎内会議室（予定））
詳細は「【様式2】参加申込書」提出者あて、別途通知する。

イ 説明時間

30分以内（説明15分以内、質疑応答15分以内）

ウ 説明方法

会場への入場者は2名以内とし、提出書類に基づき説明すること。資料の追加及びパソコンやタブレット、プロジェクター等の使用は認めない。

エ 応募者が4者以上の場合の書面審査について

応募者が4者以上の場合は、プレゼンテーションに先立ち、事務局にて書面審査を行い、上位3者をプレゼンテーション対象として選定する。選定された応募者には、書面審査の結果及びプレゼンテーションの詳細を、選定されなかった応募者には、書面審査の結果を令和4年5月20日（金）までに、メールで通知する。

オ プレゼンテーションに要する経費

旅費、通信費等、プレゼンテーションに要する経費は、応募者負担とする。

カ その他

プレゼンテーションに参加しなかった者は、審査の対象としない。

(2) 留意事項

ア 応募者が1者の場合、その得点が選定方針に定める基準に達したときは、当該応募者を委託先候補者とする。

イ 選定委員会は非公開で開催し、審査の経過及び評価の内容は公表しない。

ウ 応募内容について、事務局が定める基準に達していないと判断した場合、「該当者なし」とする場合がある。

エ 提出書類の審査にあたり、必要な範囲において、応募者に通知することなく、複製を作成することがある。

(3) 審査結果

「【様式2】参加申込書」を提出した者に文書で通知する。

6 委託先候補者選定までのスケジュール

(1) 【様式1】参加表明書提出期限

- 令和4年5月6日（金）17時
- (2) 【様式2】～【様式7】、【事業経費見積書】、【企画提案書】提出
令和4年5月11日（水）17時
- (3) 【様式8】質問票提出期限
令和4年4月25日（月）17時
- (4) 書面審査結果及びプレゼンテーション実施日時通知日
令和4年5月13日（金）までに通知する。
- (5) プレゼンテーション実施日
令和4年5月19日（木）※予定
- (6) 選定結果の通知
令和4年5月20日（金）までに通知する。

7 契約の締結

- (1) 委託先候補者と委託内容について協議を行い、契約を締結する。
- (2) 委託先候補者が辞退した場合、又は事務局との協議が整わなかった場合は、次順位の応募者を委託先候補者とする。
- (3) コンソーシアムの場合は、代表する事業者と契約を締結する。
- (4) コンソーシアムの場合は、各構成員の役割と責任を定めた協定を構成員間で締結し、その協定書を県との契約書に添付しなければならない。
- (5) 契約締結にあたり、原則として、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項（※注）の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (6) 委託先候補者の提案内容は、事務局との協議により修正・変更を行う場合がある。

※注 沖縄県財務規則第101条（抜粋）

第101条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 令第167条の5及び令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

8 著作権等

- (1) 本業務の成果品に係る著作権（作成過程で作られた素材等の著作権も含む。）及びその権利は原則として、全て事務局（又は沖縄県）に無償譲渡するものとする。
- (2) 成果品及び構成要素に含まれる第三者の著作権、商標権、その他権利についての交渉・手続きは、受託者が調査・処理を行うものとし、当該費用も見積額に含むこと。

9 問い合わせ先

〒900-0029 沖縄県那覇市旭町116-37 南部合同庁舎 9階

美ら島おきなわ文化祭2022

沖縄県実行委員会事務局 担当：県事業班 前盛

電話：098-917-1108

メール：kokubunsai@pref.okinawa.lg.jp